

# 令和7年度 沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画の改定等に関する 支援業務 企画提案応募要領

沖縄県では、「令和7年度 沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画の改定等に関する支援業務」を公募型プロポーザルにより実施します。受託を希望される方は、次の要領に従って企画提案書等を提出してください。

## 1 業務名

令和7年度 沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画の改定等に関する支援業務

## 2 業務の目的及び内容

別紙「令和7年度 沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画の改定等に関する支援業務企画提案仕様書」（以下「企画提案仕様書」という。）による。

## 3 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月23日まで

## 4 契約限度額

39,900,000円以内（うち、企画提案仕様書4(3)に要する経費6,050,000円以内とし、それ以外に要する経費33,850,000円以内とする。なお、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

当該金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

## 5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(参考) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号

- (2) 提出書類の受付期間内において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 県税、法人税（個人の場合は、申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (5) 雇用する労働者に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていること。
- (6) 労働関係法令を遵守していること。
- (7) 以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。））の代表者（団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。)である。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(8) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。

(9) 今回の委託業務を実施するため、選任の担当者を割当て、十分な遂行体制がとれること。

(10) 過去5年間に、国・地方公共団体における建築物の整備に関する計画の策定又は改定の業務若しくは支援業務の受託実績を有すること。

※建築物とは（公会堂、集会場、展示場その他これらに類する施設）を指す。

(11) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記応募資格(1)から(7)までの要件を満たす者であること。

ウ 共同企業体を代表する事業者は、上記応募資格(8)及び(9)の要件を満たす者であること。

エ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(10)の要件を満たす者であること。

オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

カ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。

(12) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件であること。

## 6 応募の手続き

(1) 応募様式等の配布：沖縄県公式ホームページへの掲載

ア 掲載場所：沖縄県公式ホームページ「公募・入札」及び「MICE推進課」

イ 応募期間：令和7年5月2日（金）から令和7年5月21日（水）まで

(2) 応募に係る質問

企画提案仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式10】を記入し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期限：令和7年5月9日（金）16時（厳守）

イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 施設整備班

メール [aa081302\[@\]pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa081302[@]pref.okinawa.lg.jp)（送信の際には@の[ ]を除くこと）※  
電話番号 098-866-2077

※メールにて送付する場合、件名は【令和7年度沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画の改定等に関する支援業務に関する質問】とし、MICE推進課あて電話にて受信確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は随時、MICE推進課ホームページへ掲載する。

※最終回答は、令和7年5月12日（月）17時までに行う。

(4) 応募書類等の提出

応募書類等の提出は、次により持参又は郵送にて提出すること。

持参する場合は、事前に電話連絡すること。

また、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付すること。

ア 提出期限：令和7年5月21日（水）16時（厳守）

イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部 MICE推進課 施設整備班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

電話番号 098-866-2077

FAX番号 098-866-2264

ウ 応募書類：7のとおり（ただし、(9)、(11)～(12)は必要に応じて提出。(10)は不要）

エ 提出部数：10部（正本1部と副本9部）※

※A4フラットファイル等にファイリングし、様式ごとにインデックスを付すこと。

(5) 担当

沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課施設整備班 当間

電話番号 098-866-2077

メール aa081302[@]pref.okinawa.lg.jp（送信の際は、@の[ ]を除くこと）

## 7 応募書類等

(1) 企画提案応募申請書……………【様式1】

(2) 企画提案書……………【様式2】

※ 本様式を表紙とし、Power Point形式等の別添企画提案書を添付して提案することも可能とするが、本様式に提案内容の概要を記載すること。別添企画提案書は、A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

(3) 会社概要……………【様式3】

※併せて、組織図、会社紹介のパンフレット等を添付すること。

(4) 積算書……………【様式4】

積算書（内訳）……………【様式4-2】

積算書の費目については、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算し、各積算費目の内訳と単価を記載し、以下の内容で提出すること。

なお、企画提案仕様書4(3)に要する経費が明確となるよう、内訳【様式4-2】を提出すること。

なお、当該内訳に一般管理費及び消費税等を併記すること。

ア 直接人件費

統括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。また、先例の少ない特殊な業務を担当する。

専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

イ 直接経費（以下は県が想定している経費である。これに限らず、本事業の実施に必要な経費であって、本県が認める経費とする。）

報償費（有識者等謝金）

旅費（有識者への費用弁償を含む）

印刷製本費

会場使用料

通信運搬費（郵便料等）

ウ 再委託費

エ 一般管理費

委託業務を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費として抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払いを認められた間接経費のことをいう。一般管理費は、（直接人件費＋直接経費（再委託費は含まない））×10/100以内で計上すること（小数点以下切り捨て）。

オ 消費税等

旅費等の単価にすでに消費税等が含まれている場合には、消費税等相当額を除いた上で経費を計上する等、各経費は税抜き価格とし、別途消費税等額を併記すること。なお、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、協議の上、改正後の税率により定めるものとする。

(5) 事業計画……………【様式5】

(6) 委託業務の執行体制……………【様式6】

(7) 実績書……………【様式7】

(8) 誓約書……………【様式8】

(9) 共同企業体構成書……………【様式9】

(10) 質問書……………【様式10】

- (11) 共同企業体協定書（写し）・【様式任意】
- (12) その他提案に関する資料…【様式任意】

## 8 提案の審査・選定等

受託事業者の決定については、上記8の書類に基づく書類審査（一次審査）を行った後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において二次審査を行い、入選者を選定する。

また、二次審査においては、必要に応じ提案者によるプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの実施については、一次審査の結果通知に合わせて連絡する。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには一切応じない。

## 9 委託契約について

### (1) 契約方法

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。

選定された候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適さないもの）によって、随意契約を行う。

### (2) 契約金額

契約金額については、選定された候補者から見積書を徴取し、契約限度額の範囲内において決定する。なお、提出された積算書と同額とならない場合がある。

### (3) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の規定により、契約額の100分の10以上の額を納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号※のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### (4) 支払条件

受託者から提出される実績報告書に基づき、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法となる。

### (5) 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受託者の責に帰さない事由により、企画提案内容の遂行に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

### (6) 業務実施計画書

委託契約締結の日から5日以内に業務計画書を提出し、県の承認を得ること。なお、業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。

また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、県と協議することとする。

## ※ 沖縄県財務規則第101条第2項の抜粋

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 10 スケジュール

令和7年5月2日（金）公募開始

令和7年5月9日（金）質問書の提出期限

令和7年5月21日（水）応募書類等の提出期限

令和7年5月23日（金）（予定）一時審査結果通知

令和7年5月26日（月）（予定）企画提案選定委員会による二次審査

（二次審査のプレゼンテーションにおいて、パソコン等を使用する場合はその旨報告すること。）

## 11 その他の注意点

(1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 期限までに提出のあった企画提案書等について、後日、沖縄県から照会を行うことがある。

(3) 提出書類の作成及びプレゼンテーションへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

(4) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

(5) 委託予定業者の選定は、企画提案された内容を総合的に評価し決定するため、個別事業の実施にあたっては、県と委託予定業者間で協議のうえ、必要な是正を行い実施するものとする。なお、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(6) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。

(7) 事業終了時には、証票を検査し実際に要した額を確定した後、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払う。

(8) その他は、企画提案仕様書による。

## 12 問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部 MICE推進課 施設整備班 当間

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階

メール aa081302[@]pref.okinawa.lg.jp（送信の際は、@の[ ]を除くこと）

電話番号 098-866-2077

FAX番号 098-866-2264